

## 婦恋村農業委員会総会議事録(第21回)

- (1) 開催日時 令和4年3月10日(木)開会:午後1時30分閉会:午後3時15分  
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)  
農業委員  
1.干川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ  
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席なし
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案  
第1号議案 あっせんの成立について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号議案 農用地売買あっせんの申出について  
第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について  
第5号議案 現況証明願いについて  
第6号議案 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について  
第7号議案 その他

### (6) 会議の概要

事務局 農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。婦恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。

会長 皆さんこんにちは、今日は推進委員の方にも出席していただいています。ご苦労様です。  
本来なら郡の行事が組んであったんですが、大雪等で中止になりました。いずれにしても研修会等もできずここまで来てしまいました。先行き不透明でどうなるかわかりませんが、また、できるようになりましたらご協力等お願いします。農家の方も種まきの時期になりました。農作業等が始まっているかと思いますが、是非事故等ないよう作業に取り組んでいただければと思います。  
続きまして、三番の婦恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第9番号委員干川洋一委員、第10番号委員市場俊喜委員にお願いいたします。それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」2件、案件朗読後説明】

議長 第1号議案の1番の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

14番委員 2/18にあっせんに委員会を開催しました。場所は、バラギ湖から西へ1kmの所です。双方合意しており、出席したあっせん委員も価格は妥当でなないかと言うことで有り、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案の1番号についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について、1番号については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、2番号の案件でございます。どなたか関係する委員さんの意見をお願いします。

13番委員 はい。2/21にあっせん委員会を開催しました。畑の条件も良く、売り手、買い手納得の上ですし、価格も問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案の2番号についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について、2番号については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】5件事務局説明

1番号 あっせんの成立による所有権移転

2番号 あっせんの成立による所有権移転

3番号 売買による所有権移転

4番号 親族間の贈与による所有権移転

5番号 売買による所有権移転

議長 1番号 2番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】1番号、2番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、3番号についてどなたかご意見ございますか。

11番委員 場所は種苗管理センターから北へ1kmの所です。渡人が受人に貸していた農地です。受人は農家の後継者であり問題ないと思います。

議長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。3番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】3番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、4番号についてどなたかご意見ございますか。

12番委員 4番号ですが、今回親族間の贈与であり、また筆数も多いということで現地確認はしておりませんが、大まかな場所は、芦生田よりの田んぼ、葬儀センター付近の下松原、大畑地区にあります。受人がキャベツやモロコシ等を耕作しています。親族間の贈与であり、問題ないと思います。

議長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。4番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】4番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、5番号についてどなたかご意見ございますか。

9番委員 3/9に事務局と地元委員で現地確認をしました。場所は、仙ノ入の東部予冷庫を左へ700～800m程下った左側の牧草地です。今回の農地は、受人所有地の真ん中に位置しているということで、数十年も受人が耕作しており双方納得されているとの事で問題ないと思います。よろしく願います。

議長 この場所は牧草地ですか。

9番委員 はい。牧草地です。

議長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。5番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】5番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、【議案第3号「あっせん申出について」】1件を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「あっせん申出について」】1件説明。

議 長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

5番委員 場所は、〇〇運輸の北西方向です。地権者がもう耕作出来ないのであっせんで申し出たとの事です。どなたか近隣者に買ってもらいたいとの事です。以前、農振地域へ編入申出があった案件です。

議 長 そのほかの委員のご質問等ございますか。なければお諮りします。議案第3号「あっせん申出について」はあっせんを受けるという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第3号「農用地売買あっせんの申出について」】についてはあっせんを受けの事に決定いたします。あっせん委員会は事務局より説明願います。

事務局 あっせん委員は農業委員の5番委員、7番委員、推進委員の小林委員と土屋委員、あっせん委員会は3月17日午前9時から役場応接室で行います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】  
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。新規の集積で、設定するもの11名設定を受けるもの10名、設定する土地76筆、314,273㎡となっております。下から14段目の利用権の設定または移転を受けるものは農地中間管理

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第4号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして【第5号議案「現況証明願いについて」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「現況証明願いについて」】朗読後説明。

議 長 どなたか委員さんのご意見ございますか。

10番委員 3/8に農業委員と推進委員、事務局で現地確認をしました。場所は、旧小学校より東側へ100m程行った所です。100年も前から墓地として使用しておりました、現在30名以上利用していますので問題ないと思います。

議 長 その他の委員さんのご意見ございますか。なければお諮りします。第5号議案につきましては、願い出の通り証明したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。第5号議案【第5号議案「現況証明願い」】については証明することに決定します。続きまして、【第6号議案「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」】を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 【第6号議案「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」】朗読後説明。  
管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の90%を超えており、管内の遊休農地面積の割合は1%未満で低い状況である事から地域の平均的な経営規模や遊休農地面積の状況などから見て別段面積の設定の必要はないとしたい。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現在嬭恋村では下限面積が50アールとされています。このことについて、年1回検討しなさいとされています。ただ、この間の農業新聞にも掲載されていましたが、国は下限面積を撤廃する方向で動いています。この国会で法案が通れば下限面積は撤廃される見通しです。国は耕作放棄地が多くなりすぎて、この縛りを撤廃したいようです。そうすると、誰でもわずかな面積で耕作出来るということになります。

5番委員 わずかな面積でも欲しい人はいるから良いのでは。

議 長 実際、安中市や桐生市あたりは農地付き空き家等も1aとかで売り出されている。そういう市もあります。

5番委員 耕作放棄地を減らすという事ですね。

事務局 農家要件は撤廃されていないので、その辺は農業委員会で認めれば良いとは思いますが。判断が難しくなるとは思いますが。

議 長 今回は、この案のとおり設定するという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は下限面積を設けないという事で決定いたします。続きまして、【第8号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第7号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地の使用貸借合意解約通知書 1件

報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 7件

報告3 制限除外の事業計画についての届出書 1件

議 長 【第7号議案「その他」】の報告をいただきました。その他のその他、事務局より何かありますか。

事務局長 皆様の机の上に、各地区の貸借料金の平均という事でお配りしました。特に前年度と比べあまり変化はありませんでした。よろしくお願います。

5番委員 このデータは何件位の統計数ですか。

事務局 表の左側に記載してあります。

5番委員 双方に聞いたのでしょうか。

事務局 利用権設定等の記載データより抽出してあります。

5番委員 若干下がっていますね。

事務局 そうですね。若干下がっています。

議 長 その他ありますか。

事務局長 資料1をご覧ください。婦恋村農業委員会の女性の農業委員会登用の推進計画の流れについて

て説明します。令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。そこで、成果目標として農業委員会において女性の農業委員が登用されていない組織数を令和7年度までに0にする。農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指しなさいという閣議決定がされました。これに伴い、私ども市町村は県の方に、目標及び計画を作成し報告しなければならないということです。この計画を3月31日までに提出しなさいという事になっております。計画の内容としては、女性の登用に向けて取り組む事項、スケジュールを県に提出し、県から関東農政局、県と市町村のものをまとめて農水省へ報告、農水省のHPで公表するという流れとなっております。

別紙様式第1号が県へ提出する計画(案)です。現在、嬭恋村では2名が任命されております。早期の目標を達成するには最低4名、最終的には6名の登用が必要とされています。

どのようなスケジュールで取り組むかと言いますと、4月の区長会で次期委員推薦までのスケジュールと女性委員の増員に向けた取組について説明を行い、活動をおこないながら令和4年12月の区長会で推薦依頼、令和5年7月に改選となっておりますのでそれまでには推薦をいただく流れです。早期の目標4名、推進委員は現行4名を維持したいと考えております。具体的な推進プランを事務局の方で作成しました。プランAは現行の体制のまま、西部地区農業委員2名のうち1名を女性委員とする。プランBは現行の体制を変更し、東部地区の西窪・門貝を集約、芦生田・袋倉を集約し、その分の委員数を減らし、女性委員を登用する案を考えてみました。その集約理由ですが、令和元年度から3年度の農地法の申請数が載っております。西部地区はかなりの申請数があります。先程の説明した地区につきましては少ない申請数となっておりますのでこの辺りで集約ができるのではないかと考えております。

推進委員 三原地区はどうですか。

事務局長 三原は今のところ考えておりませんが、そうですね、三原も少ないです。皆様のご意見をちよつといただければと思います。

議長 集約するということは、どちらかの地区に推進委員が1名、農業委員が1名という事ですか。

事務局 いえ、推進委員はそのままです。集約された農業委員は2地区分をみるという意味です。現在、全地区から出てきている委員を集約し、その分を西部地区の農業委員を増員し女性委員を増やすという案です。

5番委員 東部地区の委員を減らして、その分西部地区に2名女性委員を増やすというBプランが良いのでは。

16番委員 まず、各地区に投げかけてもらって各地区でもんでもらえば良いのでは。まだ、1年あるわけですから。

議長 もちろん、区長にも投げかけていきますが。

事務局長 農業委員会としてはBプランで進めたいと考えております。

4番委員 もう一度内容を説明してください。

事務局長 西窪・門貝を集約し、芦生田・袋倉を集約し各1名を女性団体枠に回したいという事です。

4番委員 それでは、2名しか増えないですよ。推進計画では4名ですよ。

事務局長 今現在2名のうち1名が女性委員である鎌原地区は引き続き女性委員を選出していただき、更に、女性団体枠からの1名もおりますので、そこで4名になるという案です。早期目標は達成できるという事ですね。

16番委員 その先はどのように考えているんですか。最終的には6名にするという事ですが。

事務局長 当面はこの計画でいき、その先はまだ考えていません。

4番委員 我々は区長からの推薦で選出されてきているので、ここで何か意見を求められても何も言えないです。まずは、区長に言うのが筋ではないか。

1番委員 今までも、何回も女性委員を増やしていただきたいと区長さんに言ってきましたが、増えなかった経緯があります。だから、国も県も業を煮やして、プランを立てろと言ってきたのだと思います。今いる西部地区農業委員2名のうち1名を女性にしてくれる地区があるのであればこんな問題は起きなかったと思います。今までの経緯があるので、案件の少ない東部地区の委員を女性団体枠推薦としたいという事務局案が出てきたんだと思います。区長会がダメだと言えばそれまでだと私は思いますが、もちろん区長会には話さないと絶対ダメだとは思いますが。ただ、事務局が言っているのは農業委員会としてはどう思いますか？という事だと思います。最終的には区長さんが判断することではあると思いますが。

10番委員 今、2つの案があって農業委員会としての意見はどうですか。という事だと思いますが。別に東部地区から女性委員が出てきても良いのでは。

議長 それはもちろんそうですね。ただ、出てくるかどうかです。

事務局 何故、女性を増やすのに東部地区の委員を減らさないといけないのかというご意見だと思うのですが、東部地区がただでさえ農業従事者が少ない中で、女性委員を全体で4名に増やさなければならぬという事になり、東部地区から女性委員が出てきてくれるのか、と、事務局の中で



はそれは難しいのではないかと判断のもと、相談件数や扱う件数の多い西部地区の方で委員を増員し、その地区から女性団体からの推薦でもう2名増員したらどうか。と考えた案だったわけです。

もちろん、推薦するのは区長さんなので区の考え方もありますし、ただ、この話は農業委員は知っているのか。という話にもなるかと思いましたが事前に相談させていただきました。

黒岩推進委員 女性を増やすという事と、地区の委員を減らすという事が一緒になってきているから混乱しているのだと思います。別々に考えた方が良いでしょう。案件が少ないから委員を減らすのであれば、それはそれで良いとは思いますが、今回の話は女性を増やすという事なので別々に考えていった方が良いでしょう。

16番委員 最終的に30%を見据えた考え方が必要だと思います。今回のBプランでは2名しか増えないですね。じゃあもう二人増やすのにはどうお考えですか。

事務局長 今ここで、具体的なプランはありませんが、女性が2名増えると全体の考え方が変わってくると思いますが如何ですか。

4番委員 女性委員を増やしたいからどうしたら良いでしょうかと区長会へ投げかけるのが筋ではないか。

5番委員 区長経験者だが、区長会では決められないと思います。

10番委員 まだ、1年あるのだから。そんなに慌てなくても良いでしょう。

議長 年明けには推薦してもらおう話なので、早めに話をした方が良いでしょう。

16番委員 大事な問題なので、我々はそれぞれ区からの推薦で出てきている立場なので区を疎かにはできないです。

事務局長 申し訳ありません。ちょっと簡単に考えてしまっていたようです。ここでは結論は出ないと思います。4月の区長会で投げかけてみるという事で良いでしょうか。

10番委員 区長さんだって農業委員の事をわかっていないから方向性を出せと言われても出せないと思います。

2番委員 農業委員会の事だから、農業委員会で方向性を決められないのであれば、なおさら区長会で決められないのではないか。

16番委員 大きい地区はそうかも知れませんが、小さい地区は区の役員で話し合っていて決めていますので、

そこは皆さんで情報を共有した方が良いと思います。個人的に返事する事ではないと思います。区長会で決定するのではなく、各地区へ持って帰ってもらって意見を集約してもらおうという事です。

事務局長 それでは、令和 7 年度までに女性委員を増やしたいと4月の区長会に投げかけて、その事に対して、区の意見を集約するという事で進めさせていただきます。それから、人・農地プランの話し合いですが、コロナの蔓延防止を受けて、全ての地区中止とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。その他ございますか。

事務局 農地パトロールでお世話になりました。該当する地区のみになりますが、その中で草刈り程度で耕作可能な農地の所有者に対し、利用意向調査を送付しました。今日現在まだ未提出の方がおります。申し訳ありませんが回収をお願いします。

議 長 それでは、長時間色々協議していただきましてありがとうございました。その他の委員さんのご意見ございますか。無いようですので、それではこれで3月の定例会を閉じさせていただきます。

午後3時15分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第9番委員

(干川 洋一) 干川 洋一

第10番委員

(市場 俊喜) 市場 俊喜